



美濃加茂市議会
第3回定例会議案

令和4年8月22日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 4 6 号	美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例について	1
議第 4 7 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4
議第 4 8 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	1 3
議第 4 9 号	令和 4 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）	5 6
議第 5 0 号	令和 4 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 1 号）	6 8
議第 5 1 号	指定管理者の指定について（加茂野保育園及び加茂野児童館）	8 3
議第 5 2 号	市道路線の認定について	8 4
議第 5 3 号	美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について	8 9
議第 5 4 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	9 0
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 1
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 2
認第 1 号	令和 3 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 2 号	令和 3 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 3 号	令和 3 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 4 号	令和 3 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 5 号	令和 3 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 6 号	令和 3 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 7 号	令和 3 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	9 3
認第 8 号	令和 3 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	9 3

議第46号

美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例について

美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例を下記のとおり制定する。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第52条第1項の規定に基づき、特定用途制限地域内における認定畜舎等の建築等を制限することにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成又は保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定用途制限地域の決定又は変更に係る美濃加茂市の告示に定める特定用途制限地域内において適用する。

(認定畜舎等の建築等の制限)

第4条 前条の特定用途制限地域内においては、床面積15平方メートルを超える認定畜舎等は、建築等してはならない。

(基準時)

第5条 この条例において「基準時」とは、法第8条第1項の規定により前条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、同項の規定により引き続き前条の規定（同条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受

けない期間の始期をいう。

(既存の認定畜舎等に対する制限の緩和)

第6条 法第8条第1項の規定により第4条の規定の適用を受けない認定畜舎等について、増築後の床面積の合計が、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えない場合においては、法第8条第2項第2号及び第3号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(認定畜舎等の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第7条 認定畜舎等の敷地が第3条に規定する適用区域の内外にわたる場合において、適用区域に属する敷地が敷地の全部の過半となるときは、当該認定畜舎等の全部について、法及び法に基づく命令並びにこの条例の規定を適用する。

(公益上必要な認定畜舎等の適用除外)

第8条 市長がこの条例の規定の適用に関し地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めた認定畜舎等については、この条例に定める制限の適用を除外する(以下この条において「適用除外」という。)ことができる。

2 市長は、適用除外とする場合においては、あらかじめ、利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、美濃加茂市特定用途制限地域認定畜舎建築審議会(次条第1項を除き、以下「認定畜舎建築審議会」という。)の同意を得なければならない。ただし、適用除外を受けようとする認定畜舎等の建築等が、次に掲げる要件を全て満たすときは、この限りでない。

(1) 建築等が、当該適用除外以前の別の適用除外を受けた際における敷地内のものであるとき。

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない認定畜舎等の部分の床面積の合計が、当該適用除外以前の別の適用除外を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないとき。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、適用除外を行おうとする認定畜舎等の畜舎建築利用計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、意見の聴取の期日の3日前までに公告しなければならない。

4 市長は、適用除外に際し、第1条の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(認定畜舎建築審議会)

第9条 前条第2項に規定する適用除外に関する同意について審議をするため、美濃加茂市特定用途制限地域認定畜舎建築審議会を置く。

2 認定畜舎建築審議会は、委員7人以内をもって組織する。

3 委員は、優れた識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、審議事項の諮問を受けてから答申を行うまでとする。ただし、

委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、認定畜舎建築審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会委員	(略)	(略)		美濃加茂市特定用途制限地域建築審議会委員	(略)	(略)	
<u>美濃加茂市特定用途制限地域認定畜舎建築審議会委員</u>	<u>美濃加茂市特定用途制限地域における認定畜舎等の建築等の制限に関する条例（令和4年美濃加茂市条例第●号）</u>						
(略)				(略)			

議第 4 7 号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年美濃加茂市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日 <u>(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)</u> (当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合 <u>にあつては当該期間の末日から 6 月を経過する日、</u>第 2 条の 4 の規定に該当する場合 <u>にあつては当該子が 2 歳に達する日。)</u> までに、その</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日 (第 2 条の 4 の規定に該当する場合 <u>にあつては、2 歳に達する日。以下「1 歳 6 か月到達日」という。)</u> までに、その任期(任期が更新される場合 <u>にあつては更新後の任期)</u> が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職員 (以下「特定職」という。)に採用さ</p>

任期（任期が更新される場合にあつては更新後の任期）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ）（略）

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下（ア）について同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の

れないことが明らかでない非常勤職員

（イ）（略）

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳に達する日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下「1歳到達日」という。）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業と期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用さ

れるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつ

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

の任期の末日の翌日又は当該採用の日を
育児休業の期間の初日とする育児休業を
しようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院
規則で定める期間を基準として条例で定め
る期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号
の人事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特
別の事情)

第4条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起
算して1年を経過しない場合に育児短時間
勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当し
たことにより当該育児短時間勤務に係る
子について既にしたものを除く。)の終了
後、3月以上の期間を経過したこと(当該
育児短時間勤務をした職員が、当該育児短
時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤
務により当該子を養育するための計画に
ついて育児短時間勤務計画書により任命
権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(育児休業の期間の再度の延長ができる特
別の事情)

第4条 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起
算して1年を経過しない場合に育児短時間
勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし
書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる
事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当し
たことにより当該育児短時間勤務に係る
子について既にしたものを除く。)の終了
後、3月以上の期間を経過したこと(当該
育児短時間勤務をした職員が、当該育児短
時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤
務により当該子を養育するための計画に
ついて育児休業等計画書により任命権者
に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例に

よる改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第48号

令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,247,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		181,384	2,520	183,904
	2 負担金	181,333	2,520	183,853
15 国庫支出金		3,443,806	95,535	3,539,341
	2 国庫補助金	1,016,799	95,535	1,112,334
16 県支出金		1,706,320	△18,000	1,688,320
	2 県補助金	499,869	△18,000	481,869
19 繰入金		1,258,980	5,216	1,264,196
	2 特別会計繰入金	3	5,216	5,219
20 繰越金		711,389	755,375	1,466,764
	1 繰越金	711,389	755,375	1,466,764
21 諸収入		764,603	405	765,008
	4 雑入	550,489	405	550,894
22 市債		936,260	△4,500	931,760
	1 市債	936,260	△4,500	931,760
歳入合計		22,411,154	836,551	23,247,705

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,196,845	613,750	3,810,595
	1 総務管理費	2,603,057	610,450	3,213,507
	4 選挙費	65,223	3,300	68,523
3 民生費		8,500,148	107,409	8,607,557
	1 社会福祉費	4,221,722	9,772	4,231,494
	2 児童福祉費	3,883,242	97,637	3,980,879
4 衛生費		1,590,730	3,235	1,593,965
	1 保健衛生費	774,600	190	774,790
	2 清掃費	814,918	3,045	817,963
5 農林業費		549,798	31,496	581,294
	1 農業費	347,083	31,496	378,579
6 商工費		965,690	15,500	981,190
	1 商工費	965,690	15,500	981,190
7 土木費		2,586,117	△31,120	2,554,997
	2 道路橋りょう費	870,053	4,500	874,553
	4 都市計画費	1,492,630	△35,620	1,457,010
8 消防費		793,556	1,701	795,257
	1 消防費	793,556	1,701	795,257
9 教育費		2,439,981	94,580	2,534,561
	2 小学校費	258,613	18,500	277,113
	3 中学校費	184,123	6,000	190,123
	5 社会教育費	498,571	25,420	523,991
	6 保健体育費	965,780	44,660	1,010,440
歳 出 合 計		22,411,154	836,551	23,247,705

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 土木費	4 都市計画費	都市公園整備事業	千円 13,000

第3表

債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
小中学校校務・給食配膳業務	自 令 和 5 年 度 至 令 和 7 年 度	182,000

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業	千円 21,400	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 39,400	変更なし	変更なし	変更なし
都市公園整備事業	61,100				38,600			

予算説明書

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金
(項) 2 負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
13		分担金及び負担金	181,384	2,520	183,904
	2	負 担 金	181,333	2,520	183,853
	7	教育費負担金	25,368	2,520	27,888

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 保健体育費 負担金	2,520	1 学校給食センター運営費負担金

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,443,806	95,535	3,539,341
	2	国庫補助金	1,016,799	95,535	1,112,334
	1	総務費国庫補助金	132,001	3,300	135,301
	2	民生費国庫補助金	236,161	58,558	294,719
	4	土木費国庫補助金	372,317	△25,000	347,317
	5	教育費国庫補助金	90,164	25,480	115,644
	7	農林業費国庫補助金	0	31,496	31,496
	8	消防費国庫補助金	0	1,701	1,701

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費補助金	3,300	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（市議会議員選挙費）
2 児童福祉費補助金	58,558	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（新生児子育て支援特別給付金） 52,960 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（公立保育園施設管理運営事業） 5,598
2 都市計画費補助金	△25,000	1 社会資本整備総合交付金（都市公園整備事業）
6 保健体育費補助金	25,480	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（給食材料費）
1 農業費補助金	31,496	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（肥料価格等高騰緊急支援事業） 29,996 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（木曾川右岸用水関連事業） 1,500
1 消防費補助金	1,701	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地域防災力強化事業）

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,706,320	△18,000	1,688,320
	2	県補助金	499,869	△18,000	481,869
	5	土木費県補助金	31,412	△18,000	13,412

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 河川費補助 金	△18,000	1 急傾斜地崩壊対策事業費補助金

(款) 19 繰入金
(項) 2 特別会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,258,980	5,216	1,264,196
	2	特別会計繰入金	3	5,216	5,219
	1	国民健康保険会計繰入金	1	4,092	4,093
	2	介護保険会計繰入金	1	1,124	1,125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険会計繰入金	4,092	1 国民健康保険会計繰入金
1 介護保険会計繰入金	1,124	1 介護保険会計繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	711,389	755,375	1,466,764
	1	繰越金	711,389	755,375	1,466,764
		1 繰越金	711,389	755,375	1,466,764

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	755,375	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 4 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	764,603	405	765,008
	4	雑収入	550,489	405	550,894
		2 過年度収入	301	405	706

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国庫支出金 過年度収入	270	1 国庫支出金過年度収入
2 県支出金過 年度収入	135	1 県支出金過年度収入

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	936,260	△4,500	931,760
	1	市 債	936,260	△4,500	931,760
	4	土 木 債	312,600	△4,500	308,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 河 川 債	18,000	1 急傾斜地崩壊対策事業
3 都市計画債	△22,500	1 都市公園整備事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,196,845	613,750	3,810,595	8,516	605,234
	1	総務管理費	2,603,057	610,450	3,213,507	5,216	605,234
	3	財政管理費	19,832	600,000	619,832	繰入金 5,216	594,784
	5	財産管理費	186,209	9,000	195,209		9,000
	7	市民まちづくり推進費	81,400	60	81,460		60
	8	生活安全推進費	83,779	1,200	84,979		1,200
	9	支所出張所費	11,298	190	11,488		190
	4	選 挙 費	65,223	3,300	68,523	3,300	
	4	市議会議員選挙費	30,072	3,300	33,372	国庫支出金 3,300	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	600,000	財政調整基金積立金 100,000 減債基金積立金 500,000	財政管理事業 600,000
10 需用費	9,000	電気使用料	市庁舎等施設管理・改修事業 9,000
10 需用費	60	電気使用料	旧伊深村役場庁舎活用事業 60
10 需用費	1,200	電気使用料	防犯活動推進事業 1,200
10 需用費	190	電気使用料	古井連絡所業務 120 山之上連絡所業務 50 三和連絡所業務 20
17 備品購入費	3,300	読取分類機増設ユニット（新型コロナ対策）	市議会議員選挙費 3,300

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	8,500,148	107,409	8,607,557	58,963	48,446
	1	社会福祉費	4,221,722	9,772	4,231,494	405	9,367
	3	老人福祉費	761,055	7,309	768,364	諸収入 405	6,904
	6	福祉医療費	653,931	2,463	656,394		2,463
	2	児童福祉費	3,883,242	97,637	3,980,879	58,558	39,079
	1	児童福祉総務費	184,889	53,339	238,228	国庫支出金 52,960	379
	4	保育園施設費	769,634	11,098	780,732	国庫支出金 5,598	5,500
	5	カナリヤの家費	71,716	120	71,836		120
	6	学童保育費	118,307	90	118,397		90
	8	子育て世帯臨時特別給付金給付費	76,579	32,990	109,569		32,990

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	530	電気使用料	介護保険会計繰出金（低所得者保険料軽減） 6,779
27 繰出金	6,779	低所得者保険料軽減繰出金	高齢福祉事務 530
22 償還金、利子及び割引料	2,463	県補助金返還金	福祉医療費助成事業 2,463
10 需用費	70	電気使用料	新生児子育て支援特別給付金（新型コロナ対策） 52,960
11 役務費	210	郵便料 口座振込手数料	母子家庭等支援事業 309 地域子育て支援拠点施設運営事業 70
12 委託料	2,750	システム処理（新生児子育て支援特別給付金）	
19 扶助費	50,000	新生児子育て支援特別給付金	
22 償還金、利子及び割引料	309	国庫負担金等返還金	
10 需用費	5,500	電気使用料	公立保育園施設管理運営事業 11,098
18 負担金、補助及び交付金	5,598	保育所等給食費負担軽減補助金（新型コロナ対策）	
10 需用費	120	電気使用料	カナリヤの家管理運営事業 120
10 需用費	90	電気使用料	放課後児童健全育成事業 90
22 償還金、利子及び割引料	32,990	国庫負担金等返還金	子育て世帯生活支援特別給付金事業（新型コロナ対策） 32,990

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛 生 費	1,590,730	3,235	1,593,965		3,235
	1	保健衛生費	774,600	190	774,790		190
	6	公害対策費	2,064	190	2,254		190
	2	清 掃 費	814,918	3,045	817,963		3,045
	2	塵芥処理費	219,744	30	219,774		30
	3	環境整備費	19,993	3,015	23,008		3,015

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	190	電気使用料	環境保全事業 190
10 需用費	30	電気使用料	金谷がれき処分場管理運営事業 30
10 需用費	20	電気使用料	環境基本計画推進事業 3,015
12 委託料	2,995	地方公共団体実行計画等策定支援	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
5		農林業費	549,798	31,496	581,294	31,496		
	1	農業費	347,083	31,496	378,579	31,496		
		3	農業振興費	37,482	29,996	67,478	国庫支出金 29,996	
		6	農地費	239,792	1,500	241,292	国庫支出金 1,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	354	消耗品費 100 印刷製本費 254	肥料価格等高騰緊急支援事業（新型コロナ対策） 29,996
11 役務費	72	郵便料	
12 委託料	1,310	申請受付業務	
13 使用料及び賃借料	10	コピー機使用料	
14 工事請負費	50	電話設置	
18 負担金、補助及び交付金	28,200	肥料価格等高騰緊急支援補助金	
18 負担金、補助及び交付金	1,500	木曾川右岸用水施設管理費補助金（新型コロナ対策）	木曾川右岸用水関連事業 1,500

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	965,690	15,500	981,190		15,500
	1	商工費	965,690	15,500	981,190		15,500
	3	シテイプラ ザ費	72,129	15,500	87,629		15,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	15,500	電気使用料	美濃加茂商業ビル維持管理運営事業 15,500

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,586,117	△31,120	2,554,997	△47,500	16,380
	2	道路橋りょう費	870,053	4,500	874,553		4,500
	1	道路維持費	258,733	4,500	263,233		4,500
	3	河川費	107,404	0	107,404		
	1	河川総務費	107,404	0	107,404	県支出金 △18,000 市債 18,000	
	4	都市計画費	1,492,630	△35,620	1,457,010	△47,500	11,880
	2	駅周辺整備 事業費	28,545	1,380	29,925		1,380
	4	公園費	198,460	△37,000	161,460	国庫支出金 △25,000 市債 △22,500	10,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	4,500	電気使用料	道路管理事業 4,500
10 需用費	1,380	電気使用料	南北自由通路管理事務 1,100 駅前広場管理事務 280
12 委託料	13,000	前平公園公募設置管理制度導入可能性調査検討業務	都市公園整備事業 △37,000
14 工事請負費	△50,000	前平公園再整備	

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	793,556	1,701	795,257	1,701	
	1	消 防 費	793,556	1,701	795,257	1,701	
		3 災害対策費	61,082	1,701	62,783	国庫支出金 1,701	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
17 備品購入費	1,701	防災備蓄備品	地域防災力強化事業（新型コロナ対策） 1,701

(款) 9 教育費
(項) 2 小学校費

9	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	2,439,981	94,580	2,534,561	28,000	66,580
2	小学校費	258,613	18,500	277,113		18,500
1	小学校管理費	211,846	18,500	230,346		18,500
3	中学校費	184,123	6,000	190,123		6,000
1	中学校管理費	150,501	6,000	156,501		6,000
5	社会教育費	498,571	25,420	523,991		25,420
2	交流センター費	73,918	810	74,728		810
3	生涯学習センター費	32,129	3,300	35,429		3,300
4	図書館費	102,036	5,300	107,336		5,300
6	文化会館費	58,772	4,000	62,772		4,000
7	文化の森費	184,262	12,010	196,272		12,010
6	保健体育費	965,780	44,660	1,010,440	28,000	16,660
2	保健体育施設費	273,964	7,160	281,124		7,160
3	学校給食センター費	596,164	37,500	633,664	国庫支出金 25,480 分担金負担金 2,520	9,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	18,500	電気使用料	小学校運営事業 18,500
10 需用費	6,000	電気使用料	中学校運営事業 6,000
10 需用費	810	電気使用料	交流センター施設維持管理事業 220 加茂野交流センター施設維持管理事業 590
10 需用費	3,300	電気使用料	生涯学習センター施設維持管理事業 3,300
10 需用費	5,300	電気使用料	中央図書館施設管理事業 1,800 東図書館施設管理事業 3,500
10 需用費	4,000	電気使用料	文化会館施設管理事業 4,000
10 需用費	12,010	電気使用料	文化の森施設管理事業 12,000 文化財保護管理事業 10
10 需用費	7,160	電気使用料	体育館管理事業 6,200 前平・東総合運動場事業 960
10 需用費	37,500	電気使用料 9,500 給食材料費 (新型コロナ対策) 28,000	学校給食センター維持管理事業 9,500 給食材料費 28,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
小中学校校務・給食配膳業務	千円 182,000		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
		国県支出金	地方債	その他 千円	
R5-R7	182,000				182,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,771,252	7,655,598	836,660	776,505	7,715,753
(1) 総務	124,906	125,688	24,400	17,167	132,921
(2) 民生	135,100	607,100	49,000	9,608	646,492
(3) 衛生		304,800			304,800
(4) 農林	178,083	135,337	12,000	28,523	118,814
(5) 商工	7,976	5,796		2,211	3,585
(6) 土木	1,964,763	1,862,606	330,300	272,479	1,920,427
(7) 消防	1,051,600	1,123,446	173,300	91,354	1,205,392
(8) 教育	3,308,824	3,490,825	247,660	355,163	3,383,322
2 災害復旧債	23,556	37,012	3,600	2,754	37,858
(1) 補助災害	9,589	2,300	3,600	1,666	4,234
(2) 単独災害	13,967	34,712		1,088	33,624
3 その他	7,802,397	7,961,485	400,000	727,084	7,634,401
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	195,615	161,151		36,971	124,180
(3) 財源対策債等	85,605	51,465		22,027	29,438
(4) 臨時財政対策債	7,521,177	7,748,869	400,000	668,086	7,480,783
合 計	14,597,205	15,654,095	1,240,260	1,506,343	15,388,012

議第49号

令和4年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）

令和4年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,047千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,187,975千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		4,452	18,047	22,499
	1 繰越金	4,452	18,047	22,499
歳入合計		5,169,928	18,047	5,187,975

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		4,452	18,047	22,499
	1 償還金及び還付加算金	4,451	13,955	18,406
	2 繰 出 金	1	4,092	4,093
歳 出	合 計	5,169,928	18,047	5,187,975

予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金	4,452	18,047	22,499
歳出合計	5,169,928	18,047	5,187,975

2 歳 入

(款) 7 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰越金	4,452	18,047	22,499
	1	繰越金	4,452	18,047	22,499
	1	その他繰越金	4,452	18,047	22,499

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	18,047	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 8 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰越金	保険料
8		諸支出金	4,452	18,047	22,499	18,047	
	1	償還金及び 還付加算金	4,451	13,955	18,406	13,955	
	3	償 還 金	1	13,955	13,956	繰越金 13,955	
	2	繰 出 金	1	4,092	4,093	4,092	
	1	他会計繰出 金	1	4,092	4,093	繰越金 4,092	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
22 償還金、利子及び割引料	13,955	保険給付費等交付金返還金	償還金	13,955
27 繰出金	4,092	一般会計繰出金	繰出金	4,092

議第50号

令和4年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）

令和4年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,144,270千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		705,425	6,779	712,204
	1 一般会計繰入金	662,322	6,779	669,101
9 繰越金		6,523	104,849	111,372
	1 繰越金	6,523	104,849	111,372
歳入合計		4,032,642	111,628	4,144,270

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		3,601	43,886	47,487
	1 基金積立金	3,601	43,886	47,487
6 諸支出金		1,522	67,742	69,264
	1 償還金及び還付加算金	1,521	66,618	68,139
	2 繰 出 金	1	1,124	1,125
歳 出 合 計		4,032,642	111,628	4,144,270

予算説明書

2 歳 入

(款) 8 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰入金	705,425	6,779	712,204
	1	一般会計繰入金	662,322	6,779	669,101
	5	低所得者保険料軽減繰入金	31,668	6,779	38,447

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	6,779	1 低所得者保険料軽減繰入金

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	6,523	104,849	111,372
	1	繰越金	6,523	104,849	111,372
		1 繰越金	6,523	104,849	111,372

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	104,849	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	3,601	43,886	47,487	43,886	
	1	基金積立金	3,601	43,886	47,487	43,886	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	3,601	43,886	47,487	繰入金 6,779 繰越金 37,107	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	43,886	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 43,886

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		諸支出金	1,522	67,742	69,264	67,742	
	1	償還金及び 還付加算金	1,521	66,618	68,139	66,618	
	3	償還金	1	66,618	66,619	繰越金 66,618	
	2	繰出金	1	1,124	1,125	1,124	
	1	他会計繰出 金	1	1,124	1,125	繰越金 1,124	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考	
区分	金額			
22 償還金、利子及び割引料	66,618	国庫負担金等返還金	償還金	66,618
27 繰出金	1,124	一般会計繰出金	繰出金	1,124

議第51号

指定管理者の指定について

加茂野保育園及び加茂野児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

- 1 公の施設の名称
加茂野保育園及び加茂野児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
株式会社セリオ
代表取締役 若 濱 久
- 3 指定管理者となる団体の所在地
大阪市北区堂島一丁目5番17号
- 4 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議第52号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

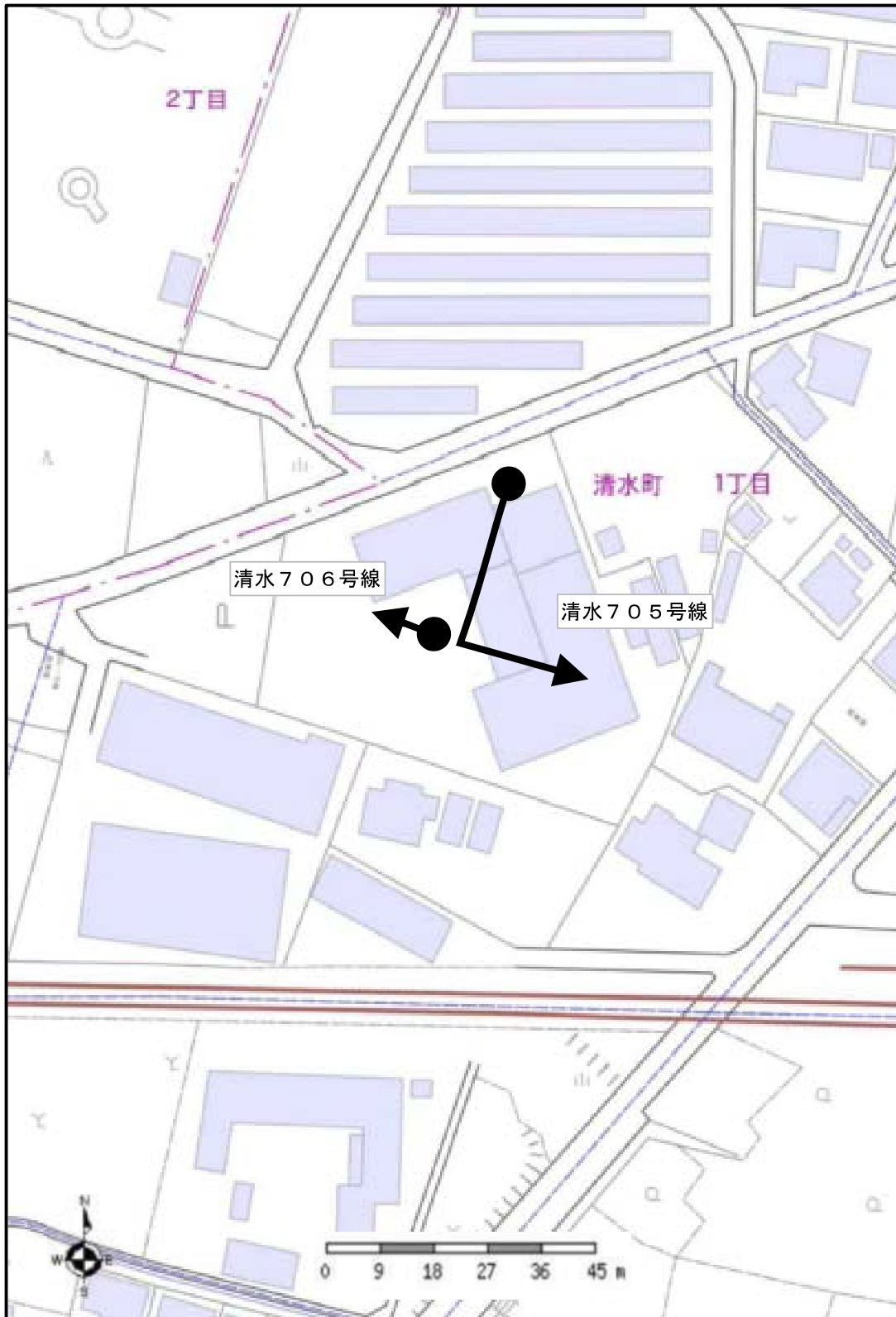
番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	清水70 5号線	美濃加茂市清水町一丁目字清水上896番21地先		
		美濃加茂市清水町一丁目字清水上896番22地先		
2	清水70 6号線	美濃加茂市清水町一丁目字清水上896番26地先		
		美濃加茂市清水町一丁目字清水上896番27地先		
3	本郷70 7号線	美濃加茂市本郷町四丁目字下屋敷1732番1地先		
		美濃加茂市本郷町四丁目字下屋敷1732番5地先		

新規認定路線 ①:清水705号線 ②:清水706号線



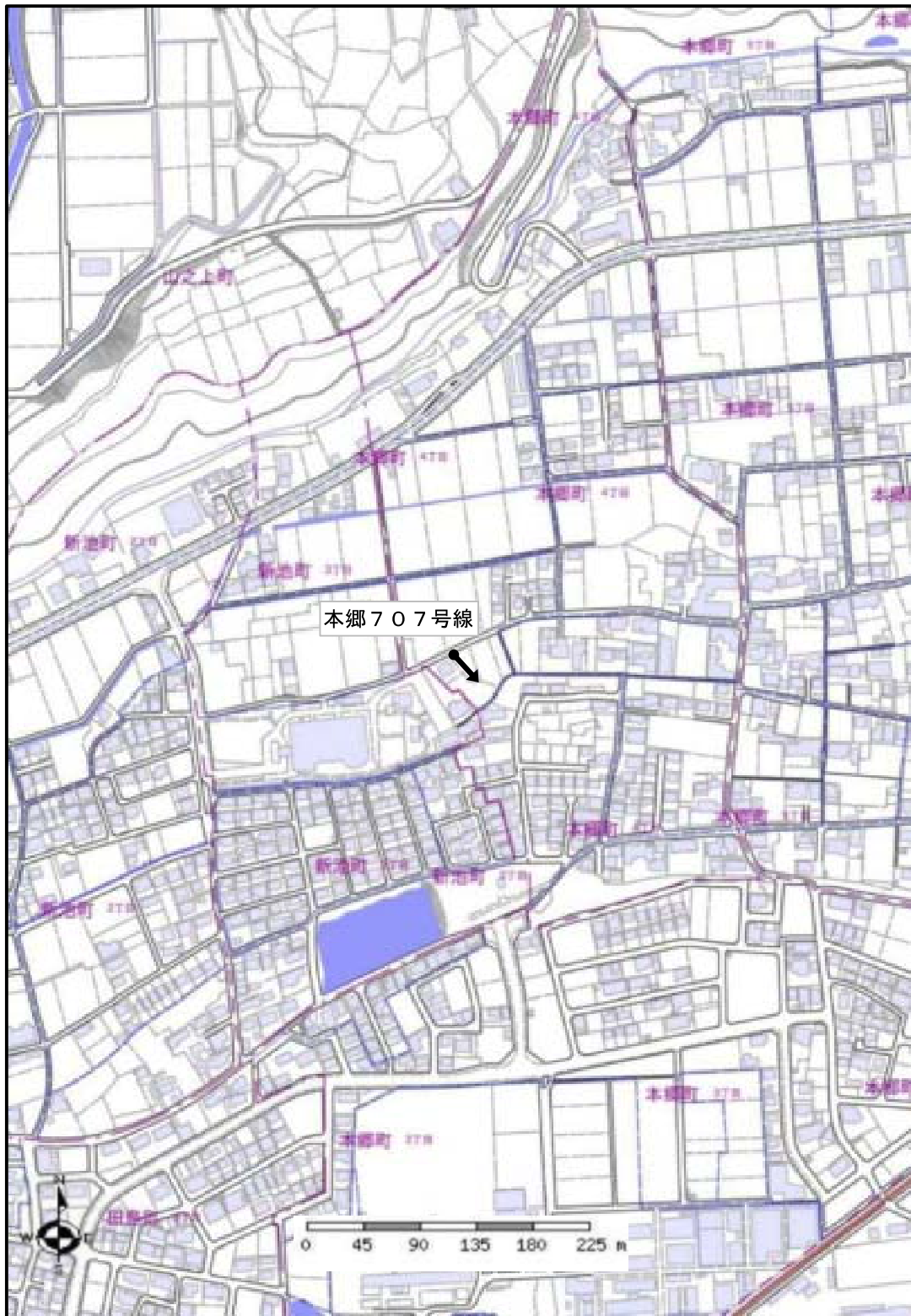
新規認定路線

①:清水705号線 ②:清水706号線



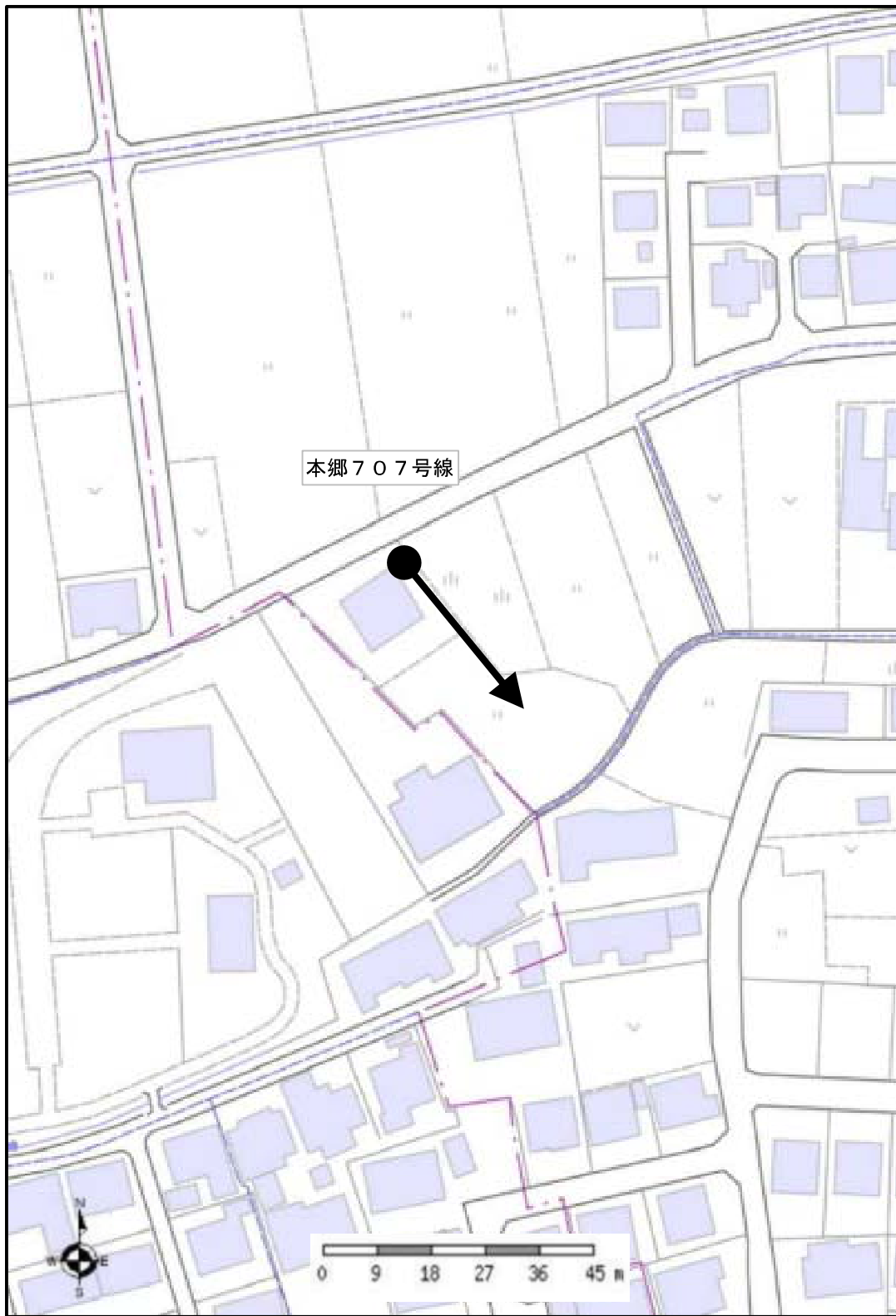
新規認定路線

③:本郷707号線



新規認定路線

③:本郷707号線



議第53号

美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について

美濃加茂市教育委員会の教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 古 川 一 男
生年月日

議第54号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

住 所
氏 名 渡 邊 博 栄
生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 安江ちか子
生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 清 水 三 恵 子
生年月日

令和3年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度的美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- 認第 1号 令和3年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 2号 令和3年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 3号 令和3年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 4号 令和3年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について
- 認第 5号 令和3年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について
- 認第 6号 令和3年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 7号 令和3年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 8号 令和3年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について
- 認第 9号 令和3年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について



Walkable City
Minakama